

播磨西教育事務所 学校問題サポートチーム

😊 保護者様へのお願いと注意事項 😊

～今から注意しなければいけないこと～

お子様が安心・安全に過ごせる魅力ある学校づくりを推進していくためには、学校・家庭・関係機関との連携や協働が重要になります。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 法の無知は言い訳にならない

あるある **そんなん知らんやん。聞いてない。**

「法の不知はこれを許さず」は「法律の無知は言い訳にならない」という法原則。
「法律を知らなかった」という理由で損害賠償責任（民事）や義務違反（刑法）を免れることはできない、という大原則です。

学校は大人になるための準備期間と言われるほどで、社会に出るために必要なルールや技術を学ぶ場でもあるのです。

そこで「うちの子に限り」、「まだ子供やん！」

家庭裁判所の審判に付される非行のある少年は、以下に区別されます。

- (1) 犯罪少年・・・ 14歳以上で罪を犯した少年
- (2) 触去少年・・・ 14歳未満で罪を犯した少年(14歳未満の少年については刑事責任を問わない)
- (3) ぐ犯少年・・・ 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照して将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年

(2) スマホの契約・使い方 ※我が子を守るためのフィルタリング・ファミリーリンク

あるある **フィルタリング・ファミリーリンク知らんやん。めんどくさい。**

☆青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
☆兵庫県青少年愛護条令 ※事業者、国、自治体、保護者の役割を明確化

主なフィルタリング各社アクセス先

(3) 小学生が年齢レーティングにより利用制限されるアプリ

あるある **SNS からのいじめ・誹謗中傷⇒犯罪行為につながる**

LINE	13歳未満はID検索の機能が制限される。	
X	13歳未満は個人情報を提供できない。	
Facebook	13歳未満は登録できない。	
Instagram	13歳未満は利用できない。	
Vine	13歳未満は利用できない。	
MixChannel	13歳未満は利用できない。	
TikTok	13歳以上であることが求められる。	
BeReal	使用できる年齢は13歳以上と制限	
YouTube	18歳未満のユーザーに特定コンテンツの視聴制限あり	

◎生徒指導上の諸問題における関係機関との連携方針

令和4年12月改訂「生徒指導提要」の中で、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の在り方や考え方、学校・家庭・関係機関等との連携や協働の重要性等が明示されています。

※生徒指導提要とは？



生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として文部科学省が作成。小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等が、時代の変化に即して網羅的にまとめられています。生徒指導の実践に際し、教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることを目的に作成されています。

【参考】生徒指導提要（改訂版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

暴力行為や重大ないじめ問題について

- ・児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭わないようにする等、児童生徒の健全な育成の観点から、学校と警察が互いに情報共有や相談を行います。
- ・暴力行為や重大ないじめ問題については、学校・家庭・警察等が連携して対応していきます。（いじめ防止対策推進法 第23条）

【参考】文部科学省 いじめ防止対策推進法

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm



虐待をはじめとした福祉的な支援を必要とする児童生徒への対応について

- ・学校は、児童相談所や市町の虐待対応担当課などに、虐待を受けたと思われる児童生徒について、速やかに、通告や情報提供を行う義務があります。
児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法 第6条）
- ・虐待をはじめとした福祉的な支援を必要とする児童生徒へは、教育委員会や児童相談所、SSW（スクールソーシャルワーカー）等と連携して対応していきます。

【参考】厚生労働省 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>



インターネット・携帯電話に関わる問題について

- ・学校は、児童生徒のインターネット・携帯電話等の安全利用について、道徳や学活等で行う情報モラル教育を通じて啓発を行います。
- ・プロバイダや携帯電話会社との契約者は保護者ではありますが、児童生徒間におけるインターネットや携帯電話のトラブルについては、学校や警察等も保護者とともに問題の解決に向けて協力します。

【参考】総務省 インターネットトラブル事例集（保護者・教職員向け）

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/parent-teacher/

